

総合支援資金特例貸付
借 用 書 (再貸)

- ・単身世帯 (おひとり) の方
最大 15 万円 × 3 か月
- ・複数世帯 (二人以上) の方
最大 20 万円 × 3 か月

借入金額	<u>60</u> 万円	借入月額	<u>20</u> 万円 × <u>3</u> か月
借入期間	令和 <u>3</u> 年 <u>11</u> 月から令和 <u>4</u> 年 <u>1</u> 月までの <u>3</u> か月間		

総合支援資金特例貸付金 60 万円を借入いたしました。

貴

※借入開始月は令和 3 年 2 月～令和 4 年 1 月のいずれかになります。
※借入期間 3 か月は必須ではありませんので、必要に応じて 1 か月もしくは 2 か月の申請も可能です。

社会福祉法人 神奈川県 社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

住 所	横浜市神奈川区反町 3-17-2
氏 名 (自 署)	神奈川 一郎
生年月日	大正 <u>昭和</u> 55 年 6 月 6 日生 平成

[借入要項]

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	<u>12</u> か月 (最大 12 か月)
	償還期間	<u>120</u> か月 (最大 120 か月)
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0% の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	受付番号	
				市区町村社協	